

感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止

介護サービス事業所及び老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホームの運営基準において、感染症（施設※においては「食中毒」を含む。以下同じ。）の予防及びまん延の防止について定められています。

以下に、運営基準の要点と、運営指導における主な指導事項について説明します。

※施設とは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームを言います。

1 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」の開催

委員会は、あらかじめ構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、感染対策担当者を決めておく必要があります。

・委員会は、事業所ごとに設置する必要がありますが、同一法人の複数の事業所で一体的に設置することも可能です。その場合は、構成メンバー及び検討内容が対象となる各事業所に即した内容となるよう留意してください。

委員会は、所定の回数開催する必要があります。

【所定の回数】

3月に1回 以上	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
6月に1回 以上	上記以外

・委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することも可能です。その場合は、あらかじめ利用者等の同意を得るとともに、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

委員会を開催した場合は、日時、出席者、検討内容等について記録してください。

・運営指導において、委員会の記録がなかった、または「開催日や出席者の記載がない」「検討内容が項目のみ」といった記録が確認されています。委員会の開催内容が確認できるように記録をしてください。

委員会を開催した場合は、その検討内容について、事業所の従業者に周知徹底して

ください。

- ・運営指導において、委員会の検討結果を従業者に周知していない、または「会議で周知したが議事録に残していない」という事例が多く見受けられます。必ず周知を行い、そのことを記録してください。

2 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備

指針には、平常時の対応及び発生時の対応を定める必要があります。

- ・それぞれの項目の記載例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

- ・運営指導において、施設の指針に「食中毒」に関する記述が含まれていないものが確認されました。施設においては「感染症及び食中毒」に対する内容を定めた指針を整備してください。

3 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」の実施

研修及び訓練について、それぞれ年所定の回数実施する必要があります。

【所定の回数】

年2回 以上	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
年1回 以上	上記以外

- ・運営指導において、研修や訓練を行っているが記録がない、または内容が不明確な事例が見受けられます。実施した場合は、日時、出席者、実施内容等について確認できるよう記録してください。
- ・当日欠席した職員には、後日実施した上で、実施したことが確認できるよう記録してください。
- ・研修と訓練について、記録上どちらを実施したのか不明確な事例が見受けられます。それぞれに実施内容が異なるため、実施内容が確認できるよう記録してください。また、研修と訓練を続けて実施した場合は、それぞれを実施したことが確認できるように記録してください。
- ・研修については、感染症の業務継続計画（BCP）に関する研修と一体的に実施したが、記録において一体的に実施したことが確認できない事例が見受けられます。両研修を一体的に実施する場合は、表題、項目等において、それぞれを実施

したことが確認できるように記録してください。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp